主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人頼信白正の上告趣意(後記)は、事実審である第一審の事後審たる原審の 裁量に属する審理の範囲限度を非難するに過ぎないから、明らかに刑訴四〇五条の 上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認め られない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月七日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	齌	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官